

## 使用料等見直しの検討事項のポイント

以下の項目について、現状における市の考え方や方向性を説明しますので、意見等をお願いします。

### 1 見直し対象料金

見直しの対象とするのは、条例に規定されている「使用料・手数料」のうち、下記により定められる料金を除いたものを基本とします。

- ・法令等で無料及び料金の算定方式が定められている料金
- ・府内や北摂で統一されている料金
- ・個別の懇談会等の答申により算定される料金

現在、無料としている施設の有料化についても検討する。

(障害福祉会館、障害福祉センター、青少年センターの貸室や老人福祉センターの利用料 など)

### 2 原価

○原価に反映する(受益者が負担する)経費

《使用料》

受益者負担の範囲：人件費、施設維持経費(臨時雇、光熱水費、受付・清掃等管理委託料、点検手数料、経常的な修繕料等)

公費負担の範囲：用地取得費、建設費(原価償却費含む)、大規模修繕費、高額な備品購入費

《手数料》

受益者負担の範囲：証明書等の発行に要する事務処理要する経費

人件費や物件費(用紙代、機器管理費、電算経費等)

○「1㎡あたりの時間単価」の設定における施設の種別分類

ほぼ同一機能を有する公共施設については、「ホール、会議室等、地域集会施設、体育館 等」の種別に分類し、単価を設定します。

### 3 負担割合

○性質別分類と公費と受益者の負担割合

《使用料》

サービスの内容が「基礎的か選択的か」、「民間でのサービス提供の有無」などを勘案して、0%から100%まで25%ごとの割合で5つの負担区分を設定します。

《手数料》

個人の受益のための証明書等の発行に要する事務経費に対する料金であるため、100%を受益者の負担とします。

### 4 減額・免除

○現状及び課題

《使用料》

減免が適応される理由が拡大的に解釈されたり、画一的に減免団体が適用される事例などが多く見受けられる状況にあります。

○適正化への考え方と取組み

《使用料》

- ・減免制度から適用除外する施設の設定
- ・特定の施設における団体の利用に応じた事項の整理(免除を適用する事項の明確化)

《手数料》については、概ね現行の基準を順守していきます。